

岩手県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成23年岩手県告示第449号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、奥州市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡普代村及び九戸郡洋野町
- 2 実施した期間 平成23年7月25日から平成24年2月29日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（基本重力測量）